

令和6年度

第403回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和6年度第403回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、11番島袋貴、12番長谷川亜紀委員、の4名が欠席でございます。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番の高宮城実一郎委員、7番の新垣実委員、よろしくお願いします。 事前現地調査委員は、3番仲宗根哲也委員、8番松堂直子委員、10番仲泊元輝委員、報告者は8番松堂直子委員にお願いします。 それでは、議案第1号、受付番号5番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 受付番号5番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を3番の仲宗根哲也委員、8番の松堂直子委員、10番の仲泊元輝の3人で行っておりますので、調査報告を8番松堂直子委員にお願いいたします。
8番	5月21日火曜日、午後1時から午後3時10分まで、3番の仲宗根哲也委員、10番の仲泊元輝委員、私、8番松堂直子、また事務局からは中村主幹と仲村係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲泊元輝委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第1号、受付番号5番、見取図の1ページになります。申請地の池原●●番は、北美土地改良区域内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は更地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはイモ類の栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号5番について、委員の意見を求めます。 1番島袋孝栄委員。
1番	名幸さんの年齢をお聞かせください。

事務局	62歳です。
議長	他に意見はございませんか。
	「進行」の声あり
議長	進行の声がございます。進行いたします。 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号5番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号5番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第2号受付番号3番から番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 受付番号3番から4番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、8番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号3番、見取図の2ページになります。申請地は県立コザ高校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。
事務局	受付番号4番、見取図の3ページになります。申請地は知花十字路の北西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

	それでは議案第２号受付番号３番から４番について、委員の意見を求めます。 ６番 仲宗根光夫委員。
６番	受付番号３番の農地２筆についてですが、隣接しているのに一方は２丁目でもう一方は３丁目になっています。間違いないでしょうか。
事務局	農地２筆の間が２丁目と３丁目との境界となっておりますので、間違いございません。
議長	他に意見はございますか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号３番から４番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号３番から４番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第２号受付番号３番から４番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第３号受付番号１１番から１９番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第４号 受付番号１１番から１９番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第４号につきましても現地調査が行われておりますので、８番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
８番	ご報告いたします。 議案第４号、受付番号１１番、見取図の４ページになります。申請地は県立

	未来工科高校の東に位置し、現況は一部畑の雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号12番、見取図の5ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号13番、見取図の6ページになります。申請地は宮里中学校の北に位置し、現況は建物工事中でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号14番、見取図の7ページになります。申請地は農民研修センターの北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号15番、見取図の8ページになります。申請地は農民研修センターの北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号16番、見取図の9ページになります。申請地は農民研修センターの北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 受付番号17番、見取図の10ページになります。申請地は沖縄東中学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。 受付番号18番、見取図の11ページになります。申請地は美東中学校の南西に位置し、現況はバナナ畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種及び第二種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号19番、見取図の12ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号11番から19番について、委員の意見を求めます。1番島袋孝栄委員。
1番	受付番号14番から16番の3箇所については、同じ方が購入したのでしょ

事務局	うか。 はい。受付番号 1 4 番から 1 6 番の近隣にある、医療法人が購入しております。
議長	他に意見はございますか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 1 番から 1 9 番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 1 番から 1 9 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 3 号受付番号 1 1 番から 1 9 番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第 4 号、受付番号 2 番から 6 番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借でございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 受付番号 2 番から 6 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第 4 号につきましても現地調査が行われておりますので、8 番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8 番	ご報告いたします。 議案第 4 号、受付番号 2 番、見取図の 1 3 ページになります。申請地は北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の西に位置し、現況は菊畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 1 0 条に規定する、別紙 9 の第 2 の 2 に該当すると判断しました。 受付番号 3 番、見取図の 1 4 ページになります。申請地は県立北中城高校の

	西に位置し、現況はオクラ畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号4番、見取図の15ページになります。申請地は県立北中城高校の西に位置し、現況はオクラ畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号5番、見取図の16ページになります。申請地は北美土地改良区域内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 受付番号6番、見取図の17ページになります。申請地は倉浜衛生施設組合の南西に位置し、現況は装置でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10条に規定する、別紙9の第2の2に該当すると判断しました。 以上です。 ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。 議案第4号、受付番号2番から6番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号6番に関しては10番仲泊元輝委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当します。議案第4号は受付番号6番を先に審議し、審議後、仲泊元輝委員には改めて議事に参与いただきます。 それでは10番仲泊元輝委員、一時退席願います。 （10番 仲泊 元輝 委員 一時退席） それでは議案第4号、受付番号6番について、委員の意見を求めます。 休憩します。 （休憩） 再開します。 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号6番を承認することに異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございしますが。 （進行の声あり）
議長	
議長	
議長	
議長	

議長	進行いたします。 議案第４号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号６番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が承認することに賛成でありますので議案第４号、受付番号６番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４項第１項第１号に該当することとし、承認いたします。 それでは、１０番仲泊元輝委員、入室願います。 (１０番 仲泊 元輝 委員 入室)
議長	先ほど、事務局と現地調査報告のございました議案第４号受付番号２番から５番について、委員の意見を求めます。 ２番仲村学委員。
２番	受付番号３番、４番の方、新規就農者とのことですが、研修等を受講されて いますか。
事務局	研修を受講したという情報はございません。
２番	この方の年齢は。
事務局	７３歳です。
議長	７３歳ということで、経験豊富という認識でよいのではないのでしょうか。 よろしいでしょうか。
２番	はい。
議長	他に意見はございますか。 (進行の声)
議長	進行いたします。 議案第４号受付番号６番を除く、受付番号２番から５番について、承認することに異議はございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議の無しの声がございます。

	それでは、議案第4号農業経営基盤局化促進法に基づく、農地利用集積計画の承認について賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が承認することに賛成でありますので議案第4号、受付番号6番を除く受付番号2番から5番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4項第1項第1号に該当することとし、承認いたします。 進行します。 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について受付番号1番について、事務局より説明をお願いいたします
事務局	議案第5号 受付番号1番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第5号につきましても現地調査が行われておりますので、8番松堂直子委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
8番	議案第5号、受付番号1番、見取図の18ページになります。申請地は池原公民館の南に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく周辺地は住宅地となっており、墳墓が2基建っている状況である。また、令和5年度利用状況調査にて墓地としております。 以上のことから、非農地と判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第5号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。 2番仲村学委員。
2番	現地調査委員の判断を教えてください。
10番	現状としましては、農地としての利用は不可能ですので、非農地判断しても良いのではないかと思います。 休憩します。 (休憩) (再開) 再開します。

議長	他にご意見はございませんか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 議案第5号、受付番号1番について承認することに、異議はありませんか。 「異議なし」の声
議長	異議なしの声がございます。議案第5号 非農地証明交付申請の承認について受付番号1番について、賛成の委員は挙手をお願いします。 「全委員挙手」
議長	全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。 進行いたします。 議案第1号から第5号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。 これをもちまして、令和6年度第403回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 5月 28日

会 長	宮城 徳重	
議 長	宮城 徳重	
5 番	宮城 良一	
7 番	新垣 実	